

戦間期農村史における「統合」論の課題

——その論理の再構成と方法的意味に関する一考察——

庄 司 俊 作

目次

- はじめに——目的と問題意識
- 一 石田説の分析枠組と方法
 - 二 石田説の統合論としての難点とその論理的要因
 - 三 部落「社会」の捉え方について
 - 四 主要な石田説批判と批判の一つの方向
 - 五 「統合」視点に立つことの方法的意味(1)——小作争議の分析方法に関連して
 - 六 方法的意味(2)——土地政策の法制度的展開の位置付けについて
- 結びにかえて

はじめに——目的と問題意識

このノートの目的は、戦間期農村史を正しい「統合」視点で再構成する理論的意味を従来の有力な研究によって考察しつつ、まず、「統合」論の大枠について筆者なりの理解を提示し、それを踏まえ、最終的な課題である国家の農民支配の全体的把握に向け研究を進める上で、明確にしておくべきいくつかの理論上の問題について覚書的に整序することである。¹⁾

考察の差し当たっての素材として、いわゆる丸山学派の「政治構造」論を取り上げる。改めて指摘するまでもなく、この研究の流れは、「戦後歴史学」と総称される学問潮流の一翼を形成し、狭く政治史のみならず経済史にまで及ぶ広い範囲で圧倒的な影響力を持ちきった。

丸山学派の政治構造論と一言に述べても、もとより論者によって多少の議論の差異はみられる。そしてその全てが自己の研究を「政治構造」論と明示的に述べているわけではない。けれども概して、丸山真男氏の「近代日本における制度と共同体」に関する総括的提言つまり、「日本の国家の近代国家の発展のダイナミズムは、一方中央を起動とする近代化が地方と下層に波及・下降していくプロセスと、他方、『むら』あるいは『郷党社会』をモデルとする人間関係と制裁様式が底辺から立ちのぼってあらゆる国家機構や社会組織の内部に転位して行くプロセスと、この両方向の無限の往復から成っている」²⁾、あるいは「共同体的構造を維持したままこれを天皇制官僚機構にリンクさせる機能を法的に可能にしたのが山形の推進した地方『自治制』であり、その社会的媒介になったのがこの共同体を基礎とする地主名望家支配であり、意識的にその結合をイデオロギー化したのが、いわゆる『家族国家』観にほかならない」³⁾（と

もに一部省略した)、等の発言を踏まえ、あくまでその延長線上で問題の深化もしくは通史的な論理体系化が図られた点では、共通している。そしてその際、常に論議の焦点にされた主題が、国家と部落の相互関係の問題でもあった。

数ある研究の中でも、石田雄『近代日本政治構造の研究』⁽⁴⁾は、一定の観点から戦前期日本の政治体制の全体像を包括的に描いた作品として画期的な意味を持つていた。その意味で、ここでまず本書に即して検討を加えることはおおむね異論のないところと思われる。ただし、後述のように近年では、各時期、各分野で、石田氏の議論では一つの弱点とされてきた「政治」そのものに関する分析(いわゆる「政治過程」分析)も著しく蓄積され、石田説なるものも、少なくとも政治史ではかつてに比べ大幅に影響力を低下させたことは紛れもない事実のようである。そのことを承知の上でなお、検討の対象に取り上げたのは、石田説が、政治システムを構成する機能的諸要素の相互関係または配置を主対象にした文字通り「政治構造」の論議であり、われわれの立場からすると、そこで提起された論点のいくつかは依然検討の意味を失っていないと判断されるからに他ならない。

問題とすべきは、石田説の代名詞的表現ともされてきた「官僚的支配による共同体的秩序の再編利用論」の論理構造である。ほぼ一九七〇年を境に飛躍的な展開をみる地方改良運動研究や経済更生運動研究の中心的な問題意識が、右のように一括しうる議論への疑問であったことは、あえて説明するまでもなからう。かつて、経済更生運動に関する範囲で、石田説と、それに対する批判の方法の問題点について不十分ながら言及したことがある。⁽⁵⁾そこでここでは、戦前の政治構造を捉える理論的枠組の問題性を包括的に浮彫りにする。今後に予定している、戦間期の農民支配に関する政策的研究のキー概念、国家の社会編成における政策的な「部落利用」の問題を歴史的に位置付けるには、まずもって、われわれの指摘する「部落利用」と、石田説におけるその理論的位相の差異を明確にしておくことが

必要、かつ適切と考えるからである。

一 石田説の分析枠組と方法

多様なニュアンスに富み、ある意味で堅固に論理構成された石田説を概括することは至難であるが、骨組だけを述べると次の如くであろう。その分析方法は、三つの政治レベルの析出と、その相互の機能的関連付けが核心をなす、と言ってよい。三つのレベルとは、①政治構造の基底としての村落共同体（と「家」と）、②「中間段階」―中間的媒介機構としての地方自治や政党、③官僚的支配と集約された頂点の政府機構、である。⁶⁾そして三者の相互関係の歴史的展開をあとづけることで、戦前政治の二つのエポック、「政党政治の構造」なり『ファシズム期』の官僚的支配の特質」が究明される。

第一の焦点は、政治構造の基底としての部落、という理解に關してである。周知のようにその理論的根拠は、地主が水利や山林の支配を通じて共同体的秩序の運営そのものに支配的地位を得、それを固定したという、「部落の家的原理」に求められている。地主の支配は単に生産関係にもとづくだけでなく、共同体的規制によって農民には「横からの圧力」としても貫く、とみなされた。部落は固定的に、「地主的」なものであるのみならず、地主支配の下で伝統的内在的な「驚くべき統制力」つまり「共同体的非政治化作用」を有するもの、と把握された。地主の体制内化イコール国家による農民支配の確保、という定式がこうして与えられる。

第二は、「基底」ということの意味合いについてである。それは単に官僚的支配の末端というだけでなく、地方自治や政党などの中間機構の在り方を規定するモメントとしても理解された。即ち、共同体的秩序の支配者地主層をその

まま自治の担い手に就任させることで、地方自治は、官僚的支配による権力の下への浸透をろ化し非政治化すると同時に、同じことだが下からの政治的エネルギーを中間的に転換し、利害対立の顕在化を阻止する政治的機能を果たした。また、政党に関しても、地方自治が天皇制体制の「中核的基礎」と位置付けられたのに対し、統合手段としては、中間の「補助手段」にすぎなかったとされ、その政治的機能も、地方有力者秩序を前提とし伝統的な「政治的指導」の体系を基本的に変更するものではなかった、とすこぶる消極的な評価しか与えられていないのである。

個別的な問題として、地方自治や政党政治を、独特の理解を与えられた共同体的秩序の、被規定面でしか把握しないこうした議論は、近年の、近代の公共性の問題との関わりで地方自治の統治機能を分析する研究⁽⁷⁾や、地域的・職能的諸利益の表出との関連で政党政治の生涯を考察する研究⁽⁸⁾の登場ですでに問題点があらまし明確になった、と言えよう。これが、石田氏の「政治構造」の捉え方、方法そのものに内在する難点である。

また、それに見合って同時期に現われた他の多くの政治史分析と同様、石田説も現在「戦後歴史学」という呼称のもと否定的に受けとめられるようになった⁽⁹⁾。方法的難点を共有している。第一に、一国史的視点であり、国民統合の問題を対外的契機を一切捨象して構成していること。しかし戦前日本の国民統合が、独特な近代世界への編入のされ方によって強くその形態を規定され、またときどきの対外的危機を利用して正当性を付与していたことは、もはや常識に属するところであろう。第二に、政治構造を、「体制の統合」と「反体制エネルギーとその組織力」の対抗を軸に捉える方法の必要性は一応自覚されているもの⁽¹⁰⁾、具体的な分析としては、両者の関連が正しく把握されず、結局「上から」の統合に著しく偏向した論理構成になっていることである。この点は、明治憲法体制が「機能転化」する時期の分析においては次の如き論議となる。

二〇年代の小作争議や昭和恐慌によって共同体的秩序が「構造的な危機」、「全般的崩壊の危機」に直面する下で、支配体制（官僚的支配と同義である）は、協調組合や部落有志の調停とそれを公権的に支えるものとしての小作調停法、さらに農家小組合や五人組復活（前者に関連）、あるいは経済更生運動等による中堅自作農民の創出やその産業組合への統合（後者に関連）等の施策を打ち出す。この一連の過程は、官僚的支配の強化による伝統的秩序の再編の過程として描き出される。つまりそれは、「官僚的支配がより深く農村に根を下そう」とする過程であり、農村の秩序の自立性が一路後退する過程であった。そのため、かつて共同体的秩序によって供給されていた自発性は、家族国家観等によるイデオロギー的教化によって擬制的に調達することを余儀なくされる、と理解された。かくして、ファシズムとは、官僚的支配の強化・完成と同義であり、ひいては昭和期のファシズム体制が「明治国家の反動化」（大獄秀夫氏）として捉えられることになる。

そして、第三に、右の二つの問題点の因となり果となる問題として、政治構造の基底としての部落、という理解があった。換言すると、石田説における部落の理論的位置付けは、その分析枠組の戦略的位置を占めるものであった。

二 石田説の統合論としての難点とその論理的要因

石田説については従来、方法論あるいは個別論点でさまざまに論じられてきた。それらを踏まえ、ここで改めて検討したい点は、その統合論としての論理の構成と問題点である。このテーマは、戦間期における国家の農民支配をトータルに把握するには避けて通れない課題と思われるにもかかわらず、これまで本格的な整理は必ずしも充分なされてこなかったと言える。

さて、「統合」という概念は本来、「国家」と対比される「社会」のレベルに関わる社会学的概念である。モデル定義的に述べると、「社会システムを構成する諸要素の間の矛盾・対立・葛藤を極小化して両立できるように調整し、全体としてのまとまりと独自性を維持する過程」⁽¹¹⁾となる。社会の「まとまりと独自性」——われわれの言葉で言うところ「自立性」を有する過程・変動概念であることに留意しよう。もっとも近代社会では、社会の自立性といっても国家的支配と全く無関係に存在するものではない。さまざまな政策を媒介として両者は結びつく。そして経済の展開とそれら起因した社会の対立の拡大により、国家の社会に対する介入と規制が促進される。ただし、この過程は二重、両面的であり、その一方では現代的「非法化」傾向つまり法・裁判外の、「社会」レベルでの紛争解決手続き・機能の拡充という意味での「社会の自立化」も進むのである。⁽¹²⁾

ところで、「統合」概念の用法として、「国家統合」、「社会統合」、「国民統合」等いくつかの言葉が従来十分自覚的に区別されてこなかったきらいがある。ところが、それらは単純に、統合の主体と客体、あるいはその場、の違いと断定しえない難しさがある。というのは、統合とはそもそも多方向的だからである。即ち、近代の社会＝政治史の分析に「ヘゲモニー」概念を導入する必要性が最近、柴田三千雄氏らによって改めて強調されている。ここでは、ヘゲモニーを「社会的文化的レベルで下からコンセンサスをとりつけることによって成立する秩序関係」と理解した上で、「この関係を律する制度や規範関係を『上から』と『下から』との一種の相互性」において捉える視点の重要性が説かれていた。⁽¹³⁾——統合概念の多方向性とは、この点に関わる。統合のいろいろな用法は本来、相対的にのみ区別されるもの、または一つのことごらの、単なる視点の違いだけの差であるべきなのである。

以上のことを念頭において、再度石田説に戻ろう。前述のように、そこでは「統合」は「常に上から下に向う」も

のとして構成されている。「国家統合」と「国民統合」という言葉が客観的に、統合の主体と客体、という内容的な區別を内包する意味合いのものとして提示されており、また「社会統合」なるものは、特定の歴史的条件つまり地主支配という一定の媒介的契機をそなえたところの、伝統的な部落（強固な統合力をもつと想定される）に結びつけ、それと不可分に理解される。換言すると、それはある特定の歴史段階において典型的に実現し、「原型としての明治国家」という認識方法に注目）、歴史の展開とともに衰退するようなものとして捉えられている。

このような論理の構成になる理由は、部落に関する次のような理論的位置付けにあった。第一に、「官僚的支配の末端構造」という部落の捉え方の問題である。⁽¹⁴⁾ 部落は国家権力との関連、言いかえると「権力」や「支配」の契機からのみ把握される。この認識の前提には、戦前日本の官僚的支配が他国に類をみない「根強さ」を持ったこと——官僚はそれ自身が一個の権力を有し、さらにその権力は深く「国民の草の根にまで達している」との理解があった。そしてこの官僚的支配を末端において支えるものとして、地方の「有力者秩序」が指定される。「伝統的秩序を末端組織としてくみ入れる」ということは、その秩序における有力者を把えることで充分であった、というわけである。

そして第二に、この「有力者秩序」に関する方法的概念として、権力の末端における「担い手」、「中間層」論が提起される。中間層は、権力の伝達者たる役割と似而自発性の培養者という二つの政治的機能（両面性と媒介性）を併せもつ存在とされた上で、方法・機能概念であることから、「中間層的意識乃至機能が単に特定の階層に限られ」ない、とみなされた。この点が問題の急所である。従って例えば、「自作農創設維持」もこの意味での「中間層の維持培養」を目的とするものであり、また更生運動における「農村の中堅人物」の養成も、それを「農村秩序再編の中核的担い手としそれによって農村の支配体制を維持」することが狙いであった、と評価される。担い手の階層的变化は歴

史的事実としては承認しつつも、「機能的な層としてみれば同一」という理解であった。

まとめて言えば、部落は、「地方有力者秩序」というある種の「社会的権力」に媒介された「社会支配構造」として措定され、その限りでのみ統合、国家支配の末端となりうるものと想定されたのである。こうした理解の基礎には、例の、極度に理念化された「近代市民社会」のイメージがあったことは、もとより論をまたない。

二 部落「社会」の捉え方について

このように見てくると、石田説の統合論としての問題点は、究極するところ部落——農村では一つの中心的な「社会」を構成する——の捉え方に帰着する。問題はまずもって、すぐれて理論的・方法的性格のものとして存在する。そこで以下、石田説との対比に留意して、部落の捉え方に関連するいくつかの理論的問題の大まかな整理を試みてみよう。

(一) 部落を「有力者秩序」の社会として固定的に捉える基礎には、前述のように近代社会を人間関係が「自律的な市民」相互の関係として現れる社会とみる、理念化された認識があった。この認識からすると、部落は、そのように措定された「近代社会」の陰画でしかなく、「封建的諸関係」そのものの、「有力者秩序」というのは、実は前近代的な支配の在り方の意味（かかる「封建」理解の当否はおく）に他ならない。⁽¹⁵⁾ しかしながら、改めて説明するまでもなく、こうした歴史認識はいま、事実あるいは理論の上で根本的な再検討が求められるに至っている。第一に、歴史的な近代社会は、ヨーロッパの諸国においても「団体的秩序としての市民社会」であり、「個人は、そのような団体的秩序のなかに位置づけられることによって、自律的な個人になり」うるような社会であった。⁽¹⁶⁾ また第二に、部落が資本主義

の發展とともに必然的に消滅するような存在でなかったことは、日本の近現代におけるその在り様が何よりも雄弁に示している。その成立が近世の小農自立をきっかけにしていたことにも明らかのように、形態的に言うならば、部落とは文字通り「小農の存在態様」であつた。⁽¹⁷⁾

(二) 部落の「有力者秩序」が特定の歴史的範疇でないとすれば、まさに「有力者秩序」そのものの（存立）根拠と、その歴史的变化が問題となる。この点は石田説では、ある有力者が他の成員を強制して一定の行動をとらせるといふ「事実的支配」しか想定されていない。けれども、「有力者秩序」も一個の秩序である限り、当然のことながらそこには一定の「規範」がなければならぬ。「有力者秩序」なるものも、決して自明の命題ではないのである。

ここでやや唐突ではあるが、日本の法社会学の始祖で、国家の実定法に対し「社会の法」の現実的意味を一貫して強調し、戦前の日本において独自の社会学論を提起したとも言える末広嚴太郎の、「社会」とその「法」に関する発言をいくつか拾い上げてみる。①「いやしくも社会たる以上そこには必ず基本的な統制力が存在する。そうしてその統制力が遵守を強要している規範が即ち法律である。」⁽¹⁸⁾②「法律として遵守を強要する主体は）社会それ自体、社会を構成する人々全体、もう少し具体的に言えば世論その他の形式で現われる社会そのものの統制力だ。」⁽¹⁹⁾③「社会は一面外部から国家的の統制を受けながら実は自ら固有の統制力によって規律だてられている、その統制力は形式的にこそあまりハッキリした形をとっていないけれども、實質的にはわれわれ社会の秩序を立てるものとして大きく働いている。」⁽²⁰⁾

あえて言い直す必要はないが、差し当ってここからわれわれなりに次の点を学ぶべきである。第一に、国家の支配がいかに強力かつ深いものであつても、必ずそれとは独立に固有の論理、「統制力」をもつ「社会」が存在すること、

第二に、そうした社会の論理、統制力の規準がそれぞれに付随した「社会規範」であること、そして第三に、その社会規範は、「世論」等の形式をとるという意味で、社会の成員の現実の力関係からも独立して存在するもの——最近の法社会学で指摘される「ルールの規範的妥当性の自立性」の議論に発展しうる規定として理解される——として捉えられること、の三点である。

(三) これらの発言がなされる段階では未広もまだ、「社会」とその「法」について極めて抽象的形式的な理解しか得られていなかった。そのため、国家と社会の分離の歴史の意味が的確に捉えられておらず、またそのことに照応して、「君主の伝統的な神権的実力」や「征服君主の武力」も社会の統制力の「実質的基礎」のひとつとみなされ、社会の「規範的な過程」との区別が充分につけられていない。⁽²²⁾もとより、社会の、何か物理的な力にもとづく支配の「事実的な過程」と、ある行為も法的な根拠に基礎づけられているという「規範的な過程」は明確に区別されるべきである。その意味で、戦時下の「北支慣行調査」を通して得られた次のような方法論的認識は、歴史研究にとってはすこぶる示唆的なものであった。④「法的慣行は所謂生きた法律に相当するものであるから、元来固定不動の形に於て存在するものではなくして、現実の生活と共に流動的に生きているものである。伝統的にして従って固定的傾向をもつ存在の秩序と日に日に生成発展して已まない新しい社会形成力との接触面に不連続線の渦流の形で発生し動きつつあるものこそ法的慣行存在の真相に外ならないのである。」⁽²³⁾末広はこれを「社会秩序の力学的構造」と呼んでいるが、第一に、「社会」を不断に生成発展する「動的なもの」として認識し、その上で第二に、法的慣行||社会規範を、社会の発展的エネルギーに常に衝き動かされ、その「伝統」との交点で文字通り弁証法的に展開し形づくられるものとして理解しているのである。

もとより、以上の末広の一連の発言は、「社会」一般の見方に関するものであり、直接日本の部落を念頭においてなされたものではない。とはいえ、それらの観点はそのまま、前述の統合視点に立ち部落を歴史研究の対象にしようとする際にも、逸することのできない方法と思われる。

(四) 石田説が、官僚制の強大さという現実認識(その当否はもちろん問題となる)を基礎に構成されていることは前述の通りである。けれどもそのことは、方法的に、部落をただ「官僚的支配の末端構造」としてのみ位置付け、国家的支配の契機のみで捉えている、ということまで意味するもので決してない。現実の問題とは別に、「科学的考察の方便」(末広)として、まずもって部落を独自の論理をもつ、形成的な「社会」として位置付ける必要がある。こうすることで、強大な「官僚的支配」、「日本型『合意による支配』」とされる政治的専制を変えていく社会的エネルギーの所在を明らかにする糸口が見出し得るし、ひいては「国家」の「社会的」次元からの相対化(「社会関係から政治を照射するアプローチ」(柴田三千雄氏))も可能になることは、改めて断わるまでもない。前述のように石田説では、政治構造を「体制の統合」と「反体制エネルギーとその組織力」の対抗を基軸に捉えるという、それ自体極めて正当な方法が自覚されていた。しかしそれが結局、単なる方法の自覚にとどまるしかなかったのは、その独特な部落の捉え方からしてまことに理の当然だったわけである。

四 主要な石田説批判と批判の一つの方向

「官僚的支配の末端構造」としての部落という着想は、「政治構造の基底」としての部落という理解とともに、石田説のいわばキーワードをなしている。この二つは似通っているが、前者は、国家支配の方向性と深度に即した狭い規

定であるのに対し、後者の場合、政治システムを構成する機能的諸要素の相互関係または配置に関連してもち出された規定であり、理論的位相を異にする。端的に、「支配」行政」と「政治」の相違とも言える。農村史の側からする石田説批判が、中心的にこうした部落の位置付け、とくに前者に向けられることは、そのもっている論理的意味からしてごく自然の成りゆきであった。そこで次に、代表的な批判を二例取り上げ、その批判の方法の問題点について簡単に述べておこう。

一つは、周知の森武麿氏のものである。⁽²⁵⁾①氏は、経済更生運動に関して、その基盤となったのは、「明治期の村落共同体」ではなく、その解体による「新しい部落」なのだ、つまり「部落の組合化」を論じて石田説を突き破ろうとした。この運動の歴史的段階性をこのようなかたちで一応明示せんとされたのである。そしてその際の道具立てが、部落＝地主的、組合＝農民的、近代的・現代的、という二項対立的把握であったことも、もはや説明の必要はあるまい。

けれども、結論的に言つて、こうした把握の仕方は論理的に、不当に議論を複雑化するだけであまり意味はないであろうこと、それにとどまらず、「部落」と「組合」の内的連関をさぐりあててる途をふさいでいる点で、方法的に妥当であるとは思われないことを、ここでもう一度強調しておこう。周知のように、かつての「村落共同体論者」が農業・農村の近代化を展望するさい必ず持ち出したのが、森氏と同じこの「部落の組合化」というシェーマであった。⁽²⁶⁾「部落」の概念規定は改めて行なう予定であるが、ともあれ、現実には、部落が「小農の存在態様」、地縁組織として種々の農業団体、経済更生運動の組織的基盤になっていたことは紛れもない事実であろう。森氏の議論は現実に即していないように思われる。石田氏の論が、「恐らく一九三〇年代後半の時代状況との対話みたなの」がかなり強かつたんじや

ないか⁽²⁷⁾」と、ある有力な政治史研究者によっていま受けとめられていることは、その点でまことに示唆的というべきである。

いま一つは、②明治末期の地方改良運動に関してのものである。即ち、この運動を通して「旧来の町村制の内包していた村落共同体たる大字と行政機構たる町村の二重構造をうちくだいたうえて、行政町村そのものを『国家のための共同体』に転化⁽²⁸⁾」させた、と評価される。対象は異なるものの、先の森氏の石田説批判と非常に似通った見地からの批判であった。しかしながら、政策意図はともかくとして、現実には、この運動が「大字をうちくだ」く方向で機能したかどうかは、大いに疑問とするところである。確かに、この時期、更生運動期ほど部落重視の政策的主張は現れていない。むしろ政策理念のレベルでは、それを否定する主張が多かった。石田氏も指摘する、「協同組合主義の台頭」度の差に照応した事実と理解される。なお、こうした相違が生じた社会的条件及びそれに規定された二つの運動の形態と内容の差異の究明は、両時期の統合の在り方の比較史として極めて興味ある課題である。

右の①②に共通して言えることは、部落を地主的、伝統的なものつまり前近代的な遺物として固定的に捉えているところである。この点では、当の石田説と同じ立脚点にある。①②は総じて言うと、いわば部落の統合機能を事実的に、もしくは政策の出方の問題としてネガティブに評価することによって、更生運動や地方改良運動を段階的に理解しようとした。この限りで、一見、「官僚的支配の末端」として連想的に捉えられた石田説に対する批判になっているかにみえる。がそれは、現実には即したのではなく、批判の方法としては当を得ていないように思われる。別稿で述べたように、国家の社会編成として政策的な部落利用が本格化するのには、第一次世界大戦後の、独占段階それも国独資段階への移行に照応していた⁽²⁹⁾。だとすれば、課題は、部落を「動的なもの」と捉え、その展開とそれぞれの運動の

歴史的関連を問うことであり、そしてそれを通じて、石田説の、地主の後退イコール共同体的秩序と、その統合機能の衰退という論理に対して、真の意味での統合論を対置し、右の歴史的事実に整合する合理的な説明を与えることになければならないはずである。

また、②は、もっぱら政策当局者の意図に即して、部落の歴史的位置をさぐろうとした議論であった。そこには周知の通り、「日本の村落共同体といったものは、これまでの研究でいわれてきたほどに強固なものであったのだろうか」という疑問とともに、地方改良運動を素材に「国際的契機」に着眼して日露戦後の政治史を再構成しようとする問題意識があった。⁽³⁰⁾ 後者の点で、前述の、石田説における三つの政治レベルの機能的諸要素の相互関係は、論理的に「政治過程」そのものの位置付けも可能となるように読み変えられている。しかし反面、そのこと（政治史的分析であること）からある程度必然的に、国家的支配を、われわれの言う統合論を基点にすえて捉え直すという観点が欠落したことは否めないだろう。石田説批判は、その政治構造論のベクトルの向きを変えるときに、それとは別個に、その統合論そのものの再検討、再構成がカギになっていることを、②の批判は奇しくも示しているのではないだろうか。

では、統合視点からするとき、戦間期の部落社会の展開はどのように捉えられるのであろうか。筆者はこれまで、とくに小作争議の後退過程に焦点をあててその新たな秩序形成機能を考察し、あるいは三〇年代論との関連でいわゆる「自力更生運動」の社会過程（条件とメカニズム）を検討する中で、部落を場とするいくつかの統合の局面を明らかにしてきた。議論の詳細はここで繰り返す必要はないが、右の問題との関連で述べておきたいのは、次の点である。

第一に、小作関係の調整に関する部落社会の歴史的形成である。部落は個別的な小作関係のある種の集団的關係と

して編成する場として機能するに至った。二〇年代の争議激化期直前の、少なくとも「争議先進地域」では、小作関係の出身に関連するかなり本質的な現象として、小作人が小作料の減免を要求する際、部落を単位に総代を選出し集団的に行なうことが相当に普遍化していたことは、かつて指摘した³³。また、小作組合の組織的基盤の問題として、その部落単位性がよく指摘されるが、そのことも一定の経済的社会的条件を前提にする一つの歴史的産物に他ならなかった³⁴。そしてこれらを社会的背景にして、争議を媒介にした協調体制への移行という事態が生じたのであった。かかる状況の下では、強弱の違い（それはもちろん程度差を超えて質的な差ですらあったが）はあれ、総じて、地主の小作人支配は部落を核に何らかの社会的圧力を受けざるをえない。加え、部落が「単なる共同体」ではなく「自治機能をもった共同体」であったことにより、その圧力が一層強い制約として作用したであろうことは想像に難くない。これら一連の過程は、とりもなおさず、小作問題を自律的に解決する、「社会」の形成過程を意味するものであった。

第二には、二〇年代末から昭和恐慌期の、「農村計画」・「自力更生運動」から経済更生運動へとつながる統合の論理レベルの問題である。第一の点が、階級対立を直接の前提・媒介にし、従って主要には下からの社会の形成であるのに対し、この局面での統合は、基本的に、階級対立を直接の媒介にせず、上からの契機が強い点に本質的な特徴があった。とはいえもとより、統合である限り、部落構成員のエネルギーをトータルに調達するシステムが形づくられた。即ち、こうした統合においては、農業団体への組織化が中心的な課題となった。そしてその社会過程は一語で述べる^と、成員の、単なる支配客体から能動的成員・支持者への転化であった。つまりそれは、組織内での一定の地位への編入（担い手化）、個別におよぶ利害の吸収・調整機構としての組織的整備や、全構成員に対する運動「参加」（一人一役主義）の保証、またそれと有機的に結びつけられたところの、各種品評会による経営面、ひいては生活過程全般

に及ぶ競争システム化（業績主義の規範形成、同質化を強制する抑圧装置）といった新たな社会的政治的手段だと表裏一体をなしていた。要はこの場合、単なる部落ではなく、「自覚的な統一」としての部落が求められたということである。その意味で、この局面での統合の場である部落も、明らかに一つの歴史的産物であった。

戦間期に進む国家の社会編成における部落利用は縮約、右のような新たな部落社会の歴史的形成を現実的な根拠とするものであった。それは単純に、官僚的支配の一方的な強化、部落を場とする社会統合の衰退と評価しえないこと、まして明治的なもの——石田説の「官僚的支配の末端構造としての部落」という考え方が明治期において妥当するとして——の延長上で捉えられないことは、もはや明白であろう。

ところで、典型的には二〇年代と昭和恐慌期の部落社会の形成を以上のように理解するとして、難問が一つある。それは、両者の歴史的・論理的関連をいかに把握するかという問題である。筆者は一応、兵庫県一県の範囲であるが、争議激化地域と、自力更生エネルギーの強い地域の地域性を検討する中で、両者が地域的に画然と区分され、おのれの固有の論理、経済的条件をもっていることを明らかにした³⁶。では、「社会」形成という観点からみたとき、二〇年代の争議激化地域において、ひとまず協調体制というかたちで新たな秩序ができあがった後、昭和恐慌期とそれ以降の時期は基本的にいかなる展開を示したのであるか。二〇年代的構造のまま以後も一貫するのであるか。右の問題の一つの焦点は、このように集約できる。今後解明すべき課題である。

五 「統合」視点に立つことの方法的意味(1)——小作争議の分析方法に関連して

戦間期における国家の農民支配を、以上述べきった国家の社会編成——統合論——部落社会の形成という論理的文脈

において検討することは、当然のことながら農村史の個別的テーマにおいても一定の方法的手続き、新たな観点を必要とすることになる。差し当って、小作争議の分析方法に關することがその一つであり、いま一つは、国家の支配の具体的表徴である土地政策の、法制度面の位置付けに關する問題である。

筆者は以前、二〇年代の小作争議を分析した中で、その一般的な帰結がいわゆる協調体制であること、そしてそうしたかたちでの農村の変容は、争議の間接的な影響としても決して無視できない社会的拡がりをもっていたことを論じ、当該期の国家的支配を下支えする「社会」の在り方を明らかにした。この主張に対し、かかる農村の変容は「小宇宙」的にしか実現せず、従ってその支配の方向も限定的な意味しかもたなかったという内容の、つまり問題を単なる量的な事柄にわい小化し、そこからその支配——統合における意味を測る批判が寄せられた。⁽³⁷⁾ この議論については別のところで言及したの⁽³⁸⁾でもう触れるつもりはないが、一点だけその方法的な問題を指摘すると、この議論の根本的な問題は、「統合」視点に立つことの意味が必ずしも正しく踏まえていないことにあるように思われる。これは、論証の方法に關連する問題である。

統合論とは、まずもって「社会」形成を問題とする観点であることが忘れられてはならない。⁽³⁹⁾ 「社会」が焦点である以上、争議の帰趨を單純に当事者の「事実上の力関係」のみに還元して考えることは、不十分であるだけでなく明白に誤りであろう。

第一に、一般的に言うと、地主・小作の両当事者を包摂する社会——第一義的には部落社会——の、階級対立・矛盾の原因に關する認識と、その解決に向けての意向、つまり当事者の力関係から独立したいわば「世論」というものを当然想定する必要がある。当事者以外の農民層とりわけ自作中堅層や、部落の種々の役職・村長等の調停者的役割

を受けもつ「第三者」が具体的に「社会」の意向を体现する存在であろう。当事者の行動もまず、この社会の意向によって制約されざるをえない（争議の「社会的次元」⁴⁰）。この点で、先述した、争議普遍化の直前の時期において、小作人が部落を単位に総代を選出、集団的に小作料の減免を要求していたという「争議先進地域」の社会状況も、改めて考察しておくべき特別の歴史の意味を有するものと考えられる。個人で減免を要求する——東北等の「争議後進地域」ではこの形態が依然支配的であった——のとは異なり、ここでは、小作人の要求、行動が部落社会を通過することにより、一定の社会的な意味を帯びるに至る。容易に推察されるように、かかる社会過程を経ることで、社会を構成する誰しもが、それらを妥当なものと認め支持するという事態が生じることになる。これは一種の「社会的な力」の形成であり、こうした状況の下ではおそらく、小作人の集団的な要求行動は、もはや単なる当事者の力関係の問題だけに解消しえなくなっている。

また、争議先進地域で一般に小作組合が部落を単位に組織された³⁴という点に関しても、その意味は次のように理解されるべきであろう。そのことは抽象的には、一方で組合が「部落社会の論理」に従い、順応しなければならぬことを意味する。しかし同時に、より重要なことは、組合が部落社会において量的・倫理的比重で優位を占め「ゲモニ」を発揮するようになると、「部落の論理」を、自ら主導的に変え新たに作り出すことが可能になるということである。かかる事態に立ち至ると、所有権絶対の民法規定を後盾に力関係で優位にたっているはずの地主といえども、部落社会の一員である限り、そのように形成された小作人の力に屈せざるをえなくなるのは、論理必然的⁴¹であろう。

第二に、争議当事者の現実の力関係を制肘するいま一つの要因として、後述の、諸種のレベルの権力による争議の方向づけ、誘導の問題がある。

やや抽象的な考察になったが、争議も、当事者の直接的な力の対抗ではなく、少なくとも二〇年代の争議先進地域では、上述したようなさまざまな「力」の交錯によって生じた一定の「社会」をその場として展開するような事態が、すでに生じていたことを見逃してはならないと考える。では、この「社会」形成を根底的に促した条件は何か。

経済的条件としてまず第一にあげられるのは、小作農民の経営の存在形態、そしてとくに当該地域の労働市場の展開度、自家労働の価値意識化の進度である。これは一方で争議主体の行動そのものの根拠になると同時に、他方でそれが社会的（倫理的）に合理化される、一つの有力な経済的規準となる。この点で、二〇年代の争議先進地域における争議と、昭和恐慌下における、「V」意識の委縮・摩滅化での、基本的に、労賃水準との比較による農業経営継続の不利性の自覚化が稀薄になった——その意味で「生活防衛の論理」に貫かれた（集団的な）争議は区別される必要がある。

第二に、当事者が占める当該「社会」での社会的位置がいま一つの条件として重要である。地主の当事者が在村か不在村か（部落を基準にした）という問題、また争議主体である小作農民が「社会」とくに部落社会でどれだけ量的・倫理的比重をもち獲ていたかという問題等。この点でも、詳しくは述べられないが、二〇年代と昭和恐慌下の争議は、かなり様相を異にしていたと思われる。争議の、社会を変えていくという意味での衝撃性は、もとより単なる規模の問題だけに還元することはできない。なお第三に、昭和恐慌期以降急増する土地争議について関連して言うと、二〇年代の争議が「両当事者が共に属する社会集団の、少なくとも潜在的な関心事として扱われ」、これによって「公的な事柄としての性格を帯びる」に至っていたのに対し、あくまで「私事として扱われ」、第三者への関与の求め、動員の「両当事者の持つ既存の特別の社会関係によって限定され」るような構造でしかなかった。こうした場合に、争議の

社会形成力が極めて微弱かもしくは欠如することは白明の理であろう。そして争議が「私事」としての性格しかもちえないために、深刻化し解決不能に陥った場合、国家権力の強権的な介入が求められることになる。土地争議の現実の歴史過程がまさに右の通りであったことは、かつて指摘したところである。⁽⁴⁵⁾

このように、争議は、当事者の力関係を抜きに論じることとはもとよりできないものの、同時に、場合によってそれ以上の比重において、「社会」の文脈、さらには「時代の精神」とでも言うべきものとの関連においても捉えられねばならない。

そこで、国家的支配を支える「社会」の全体的な在り様はどのように考えられるであろうか。当然時期と地域によって区別されねばならないが、二〇年代に限定すると、争議を媒介にして小作法的秩序を創り出すという支配の方向性、戦略（後述）は基本的に実現されていた、とみなしておおむね差支えない。このことは、上記の点から論理的に演繹されることでもあるが、あえて歴史的根拠をあげるとすれば、状況証拠にとどまるものの争議先進地域の各府県における小作官の次のような言が、差し当って注目される。

小作官の発言は、「過去の調停事例を纏めるとそれだけでもある程度の小作法ができる状態か」という質問に対する回答⁽⁴⁷⁾であるが、まず①愛知県では「調停例ノ累積ハ在ル程度ノ小作法ニ相異ナキモ夫ノ適用範囲ハ時運ノ正シキ理解者ニ止マリ、『力』ヲ信条トスル者ノ有ル限り成規ノ必要アリ」（傍点庄司、以下同断）、②和歌山県では「調停例ヲ纏メレバ、在ル程度ノ小作法ノ内容トモ云フベキモノガ出来ルコトト思フ」そして③奈良県は「調停例ヲ集メタラ小作法案ガ出来ル状態ニアル様ニ想像シマス」、という具合であった。言うところの「小作法」の内容がこの場合問題になるが、いまはおく。右のような発言との対比で、「争議後進地域」の④山形県小作官の、「調停条項ハ一県内ト雖モ小作

事情、地主小作人ノ勢力ノ大小等ニヨリ差アルヲ以テ之ヲ纏ムルコトハ困難ナルベシ」との回答が注目される。ここでは、小作関係の調整が依然「私事」でしかないために、かかる事態が生じているのであろう。

いずれにせよ、問題の急所は、⑤静岡県小作官の次の回答の中にも端的に表明されている。長くながるが、重要なので紹介しておこう。まず、あるべき調停について、「本来法律上権利アリト解スル地主が権利ナシト解スル小作人ノ立場ニ譲歩ヲシテ妥協スルコトハ、社会意識ガソノ譲歩ヲ要求シテ居ルト解セザルヲ得ナイ状態ニ於テ始メテ成立ツ」と述べる。施行当初は調停法も当事者に「相当ノ威圧」を与えたが、徐々に地主も調停を忌避し、応ずる際も訴訟を背景にするなどして「社会的妥当性ニ欠ケル」調停が成立するようになった。これに農民運動の停滞が加わり、「小作人ニ対スル調停事例ハ近年（回答は三一年一二月発送の質問書に対するもの―庄司）不相当ニ苛酷ナ条件ヲ負ハセテ居ル様ニ感ジマス」とした上で、こうした状況を「調停ノ歪ミ」と捉えているのである。——ここで語られているような、とくに昭和期に入つての争議内容の変化を伴う争議の全国化が、国家の支配とそれを支える「社会」の問題として何を意味したかは、かつて明らかにしたところである。⁽⁴⁸⁾

争議分析の課題は、支配―統合論に引きよせて言えば、各段階の階級矛盾・対立の在り様に関して、以上述べたつたような「社会」性、「社会」形成の有無、程度を見究めることで、国家の支配の方向性と深度を規定する社会的な根拠を明らかにすることである。筆者が以前、協調体制論を提起したときにはまだこの点を充分明示的に述べることはしなかったが、ここで改めて強調しておきたい。

六 方法的意味(2)——土地政策の法制度的展開の位置付けについて

戦間期における国家の農民支配を検討する際、これまで一つの標準的な方法があった。それは土地政策の立法史であり、法的制度化に焦点をあてて、農林官僚の政策化主導勢力をはじめ諸種の政治諸勢力の政策的主張や利害、その対抗関係をフォローしつつ、政策に集約される支配の歴史的階級的性格をさぐるという式のものである。周知のように、二〇年代初めから農地改革に至る過程は、さまざまな曲折と飛躍を含みつつ、社会法的観点から地主的土地所有に対する政策的制限が一貫して追求された。そしてそれが少なくとも表面的には法制度面で（少なくとも三〇年代後半以降の戦時期までは）微温的な展開しか許さず、すこぶる実効的であったかにみえる。国家権力における地主的土地所有の高い政治的位置、政策の地主的性格が強調される所以である。

統合視点に立脚することは他面において、右のような政策（土地政策に限らない）の立法史をもってする国家的支配の研究に対して、一定の批判的観点を内含する。

問題はひとまず、直接的な小作問題対策としての土地政策に限定する。その上で、「国家の農民支配」といった場合、その構成・規定的要素として①政策の法制度面、②行政機構を通しての方向付けと公的規制、そして③これまで検討してきた「社会」レベルでの対応、の三つは分析的に区別して論じられる必要がある。ここで問題となるのは、②である。

小作官が、争議を通して小作法的秩序を事実上拡張すべく先兵的役割を果たしていたことは、これまでつとに指摘されてきたところである⁽⁴⁹⁾。のみならず、そのおかれた位置に規定されて自らの役割認識には当然相違はあったにせよ、

小作地の組合管理についての意見

(単位：名)

| | 郡長 | 郡農会長 | 警察署長 |
|-----------|----|------|------|
| 便利かつ実行容易 | 12 | 10 | 5 |
| 便利しかし実行困難 | 11 | 11 | 20 |
| 不便かつ実行不能 | 1 | 2 | 16 |
| 意見なきもの | 1 | 2 | 3 |
| 計 | 25 | 25 | 44 |

出典：兵庫県経済部『農村問題に関する参考資料』
(1924年) 105頁。

地方の一般の行政官においても、こと小作問題に対する認識・姿勢はこの小作官と類似性がみられた。枚挙にいとまはないが、二三の例をあげてみる。

第一に、上の表を参照されたい。これは、兵庫県における、小作地の組合管理に関する郡長以下の地方当局者の意見をまとめたものである。以前にも紹介したように、⁽⁵⁰⁾ 同県では争議対策として一九二三年以降、県農会の奨励の下、耕地管理組合なるものが設立され、各地で小作地の組合管理が始まる。アンケートはちょうどこの施策の着手直後に実施されている。われわれのいう協調体制とは内容的に全く一致するものではないが、形態的には同様のものとみなしてよい。さて地方当局者の意見動向は一目瞭然である。郡長、郡農会長とも、「実行」見通しを別にすれば、ほとんどがポジティブな評価を下していた。「実行容易」とするものも半数近くに達した。警察署長の場合、おそらく治安配慮が先行したため、かなり消極的な姿勢が目立つが、それでもほぼ半数は、「組合管理を」、「実行困難」としつつも「便利」と積極的・肯定的に評価していたのである。

いま一つの例は、新潟県知事、小原新三の、争議とその対策に関する認識である。小原は同県に赴任して(二三年)直ちに、「小作問題の解決」を検討課題とする「農政調査会」(県下各分野から選ばれた委員三九名よりなる。具体的なメンバー構成は不詳)を設置した。そこでの答申を踏まえ、「農政調査会の決議を提示して県下の地主及小作各位に徹す」という一文を草している。⁽⁵¹⁾ この中で「小作争議は其の原因如何を究めずして只一概之を罪悪視するは勿論誤つて居る」としつつ、その対策について「大体において農家経済の振興に依つて生活の安定を期すると云う事が解決の

要諦である」と述べる。米価の維持、農家負担の軽減、肥料及び耕地整理等の国営、移植民政策の遂行、自創事業低利資金の融通、小作法の制定、農業教育の改善等を説きつつ、しかし財政的制約のためその実現には限りがあるとして、いわば「協調主義」による解決を提唱するのである。「政府及県の施設計画は暫く今之を別として考ふるときは、地主及小作者が真に能く時代に覚醒し、相互の立場を十分に了解し、互に其の人格を尊重し、農村の振興と生活の安定との為に来る限り、協調の態度を執つて進まねばならぬ」。この「協調」の本身は明示されていないが、「第一に、…小作慣行中時運に伴はざるものは速に之を改善すべきである」と述べ、また「県下の総ての地主例えば小地主に至る迄も直ちに其の実行を望むと云ふ事は不可能であるけれども・・・」との言から推察して、もはや小作関係改善を必至のものとして捉え、その点から地主に厳しい譲歩を求める意図が込められていたことは、容易に看取されるだろう。

小原には、「地主が小作者に対し徒らに只優越したる地位を誇る所の時代は今日すでに過ぎ去つて居る」という「現代思潮の基調」は、ゆるぎない確信であった。こうした知事が、いかなる行政的指導を行なうか、またいざ争議に臨んでいかなる方向で解決を図るかは、もとより論をまたない。小原のような知事、地方官僚はこの時期、全国的にも普遍的な存在になりつつあったと想定される。⁵²⁾

小作官以外の、行政機構を通しての争議の方向付け、小作関係の公的規制も、基本的に何らかの改革的契機を内包し、また協調体制創出への志向で一貫していたとさえ言っても過言でないことは、以上によつても明らかであろう。ところで、われわれはすでに、戦間期の農政を人格的に体現した石黒忠篤が小作法の立法過程で次のような発言をしていたことを承知している。

「農業全体ノ利益ヲ世間ニ対シテ代表スルノハ自作、小作及地主ヲ以テ組織スル農会デアルト思ヒマス、又地方及

国ノ議會ニ農業ノ代表者ヲ送ルノハ自作ナリ又ハ地主ナリ多數農民ガ自覺ノ下ニ最適当ト思フ人ヲ選挙シテ出セバ良イ、今迄農業ノ利害ガ全ク地主バカリニ代表サレテ居タト云フコトガ今日ノ小作問題ヤ其ノ他一般ノ農業政策ガ地主本意デアルト云フ批評ナドガ起ル一ツノ原因デアリマスマイカ⁽⁵³⁾

「大体ニ於テ小作人ヲ保護スル趣旨デアル処ノ小作法ニ於テ、地主ガ立タヌトノ理由デ小作人ノ保護ヲ止メル訳ニハ行カナイ、地主ガ困ツテモ仕方ガナイ、土地所有者ノ負担ガ多クナツテ、中産者ガ倒レルト云フコトハ仕方ガナイ、現在ハ地主ガ加重負担ノ為ニ惹ヒテ小作人ガ困リ居ル状態デアリマスカラ、地主ハ小作人ニ転嫁セズニ之レヲ他ノ方法デ救済セネバナラヌシ、又他ニ方法ガナイデハナイ、地主ニハ氣ノ毒デアツテモ小作人ノ保護ヲ第一トセネバナラヌ、中小地主ノ保護ハ第二次トシテ考フベキデアル」⁽⁵⁴⁾「中小農ヲ犠牲ニスルト云フノデハナイ、小作人ヲ保護スル為ニハ地主ハ氣ノ毒デモ仕方ガナイ、他ノ方法デ之レヲ救済スベシト云フノデス」⁽⁵⁴⁾

これらの発言は、発言場所の雰囲気からすると、あまりに刺激的すぎたであろう。しかしながら、当時の社会の状況に照らすと、必ずしも、「時代」から浮き上った発言であったとは思われ⁽⁵⁵⁾ない。これとの対比で言えば、時代認識において石黒と対極にあつた横井時敬の諸発言に象徴される意見、とりわけ地主の社会的機能（政策浸透の媒介機能）、農村代表性を強調し、その法的制約を絶対非とする立場は、すでに現実的根拠を失つており、その意味で対なる「保守」でなく、「反動」の思想を成り下がっていると評価されねばならない。逆説的に言うと、現実的根拠を失つた議論であるが故に、後年の土地政策の法的制度化の過程（農地改革の過程も含め）においても事あるごとに「反対」の論拠としてもち出され、一見実効性を發揮した如くみえるのであろう。

そこで最初の問題提起に戻って、政策の法的制度面の展開を分析の組上にのせる段階に達した。これまでの検討か

ら、この次元の問題の核心が、原、理、的、に、は、私、的、土、地、所、有——加えて、地主の多くは小規模所有であり、それ自体が社会政策的配慮を必要とする存在であったということが重要な条件である——とそれに対する公、的、規、制、の、法、制、化、の、問、題をめぐって展開したことは、ほぼ明確になったと考えられる。小作立法の阻止的要因は、統治機構内における地、主、的、勢、力、の、大、き、さ、と、それに結びついた、社会的な権力構造における地主の位置への積極的評価にあったように、表、面、的、に、は、み、う、け、ら、れ、る、。しかし、それは必ずしも問題の本質ではないだろう。次の分析課題、「政治過程」の力学を批判的に検討していく際の、これが着眼点でなければならぬ。

結びにかえて

最後に二つ点を指摘して結びにしたい。

第一に、これまで述べてきたことの確認であるが、戦間期農村史を統合視点で再構成するといった場合、国、家、の、支、配、を、『上、か、ら』と『下、か、ら』の相互性⁵⁶で把握すること、とりわけその「下からの契機」を具体的・論理的にどう捉えるかが全問題の基礎をなしている。

このノートでも、現実には重層的、多元的に展開したはずの「統合」を、ひとまず部落を場とするそれに限定して考察した。この理由については別に述べたところであり、改、め、て、触、れ、る、必、要、は、な、い、⁵⁶。いずれにせよ、部落を場とする統合の正しい把握はまずもって、諸種の要素・次元で構成された統合の全局面を、相互の論理的連関を明確にし秩序づけて理解する方法上の支柱であるとともに、これまで農民運動・地主経営・経済更生運動・農業団体等の個別的テーマで飛躍的な前進を遂げてきた戦間期農村史を、総括する方法的基軸として捉え返さなければならぬと考えられ

る。

繰り返して指摘することになるが、⁽⁵⁷⁾戦間期農村史研究が現在直面する最大の困難は、従来の豊富な事例研究を総括し、今後深めていくべき研究の方向を明らかにする方法的基準がみえないことにあると思われる。「戦間期農村史を総括する方法的基軸」ということを言うのは、個別研究の総括は当然、「運動」と「政策」|| 国家の支配を論理的に媒介する地平からなされるべきであるが、部落を場とする統合の問題は、同時に、他ならぬこの地平に立つモメントと考えられるからである。その論理の射程は長く、かつ深いと言える。

第二は、国家と部落の相互関係の捉え方に関わる問題である。「官僚的支配の末端構造としての部落」という規定の問題点はこれまでの考察で明らかになったとして、いま一つの、石田説の核心をなすところの「政治構造の基底としての部落」という規定に関しては、ここではひとまず一般的に次のように関説するにとどめざるをえない。

指摘するまでもなく、このような理解の背景には、政治的専制や抑圧の原因を、ひとえに近代化の不徹底、前近代的社会関係の残滓に求める認識がある。それは、近代に対する「手放しの肯定」であり、「支配階級|| 反動|| 歴史的後進」という無邪気な信仰⁽⁵⁸⁾にもとずいていた。しかしながら、元来「近代市民社会的体制そのものが内部に専制への激しい傾向を秘めている」という社会命題⁽⁵⁹⁾が、この際忘れられてはならない。政治システムを構成する機能的諸要素の相互関係については、おそらく、対外的契機を論理的出発点におき、「政治過程」の自立性を踏んまえ、石田説とは逆の方向で読み変えられねばならないであろう。⁽⁵⁹⁾

そうだとすれば、農業と農村に絡む問題は、社会・政治の体制を構成する全体的枠組の中で、いかなる位置を与えられるのであろうか。この点で戦間期農村史の学問方法論的考察が改めて必要になると考えられるが、⁽⁶⁰⁾とりあえず確

認しておきたいことは、社会経済的次元に限定すれば次の点である。

農業・農村の問題は、家族の問題とともに、日本資本主義が確立する際、その前提としていわば歴史的に前時代から引き継いだ点に本質的な特徴がある。とくに地主的土地所有における土地の所有と利用をめぐる問題は、「資本・賃労働に先行し、それを制約する外在的な《非合理的要因》であつて一国的地域的性格を強く帯び」たものとならざるをえない⁽⁶¹⁾。また、農業には、自然・土地を主要な対象にするという生産的条件に規定された産業的特殊性もある。それ故、「日本農業問題の展開」は、日本資本主義が歴史的的前提として引き継いだこの農業問題をいかに資本主義的に処理したか、またどこまで処理でき、どこから処理できなかったか、そしてその処理できなかったことが日本資本主義にとつていかなる社会的・経済的・政治的な制約となつたか、等の点を段階的に明らかにすることが課題とならう。その対応は、資本主義の発展段階に規定された、他の国と共通の特徴を示す一方、その国特有の歴史的構造的な諸条件に媒介されて独自の展開を遂げたはずである。農村史研究の究極の課題が、この総体の歴史的把握であることは、もとより言うまでもない。

(1) このノートは、拙稿「戦間期農村史研究の課題と方法」(『歴史評論』一九八八年四月号掲載予定)の統編として作成したものである。そのための記述が一部重複するところもある。

(2) 丸山真男『日本の思想』(岩波書店、一九六一年)四七頁。

(3) 同右、四五―四六頁。

(4) 以下いちいち注記しないが、石田説の整理と引用は全て同書による。

(5) 拙稿「いわゆる『大正デモクラシー』からファシズムへの推転」下社会過程(農業問題)に関する予備的考察——覚え書——(『社会科学』第三七号、一九八六年)。

- (6) 石田説の理解に関しては、大嶽秀夫「石田雄による天皇制ファシズム分析」(『UP』一八一号、一九八七年)が極めて有益であり、筆者も多くの示唆を受けたことを付言しておく。
- (7) 奥村弘「『大区小区制』期の地方行政財政制度の展開」(『日本史研究』二五八号、一九八四年)、同「三新法体制の歴史的位置」(『日本史研究』二九〇号、一九八六年)等。
- (8) 代表的なものとして、有泉貞夫氏の「昭和恐慌前後の地方政治状況一九二九―三四年」(近代日本研究会『政党内閣の成立と崩壊』山川出版社、一九八四年)ほか一連の論稿、著書、宮崎隆次氏の「大正デモクラシー期の農村と政党(一)―(三)」(『国家学会雑誌』第九三巻第七・八号、九・一〇号、第一一・一二号、一九八〇年)ほか一連の論稿、伊藤之雄氏の「名望家秩序の改造と青年党」(『日本史研究』第二四一号、一九八二年)ほか一連の論稿がある。
- (9) 批判を試みたものは枚挙にいとまはないが、最近の代表的なものとして差し当って、柴田三千雄「近代世界と民衆運動」(岩波書店、一九八四年)の「はしがき」「序論」が重要である。
- (10) 石田氏が「明治政治思想史研究」(未來社、一九五四年)から「近代日本政治構造の研究」の地平に達する上で最も意識されたのが、この点であった(後者の「あとがき」参照)。
- (11) 石川晃弘他編『社会学小辞典(増補版)』(有斐閣、一九八二年)「統合」の項。
- (12) 田中成明「現代法理論」(有斐閣、一九八四年)第一編第二章、佐藤幸治・田中成明「現代法の焦点」(有斐閣、一九八七年)第二章参照。
- (13) 柴田前掲書、二六―二七頁。
- (14) 石田説のこの次元での議論は、実は、法社会学における渡辺洋三氏らの見解を下敷きにしたものである(「法秩序の現実的構造」、『法社会学と法解釈学』岩波書店、一九五六年)。なお、この渡辺説に対する批判として、六本佳平「法社会学」(有斐閣、一九八六年)一五一―五六頁参照。
- (15) その典型的なものとして差し当って、渡辺洋三「法とは何か」(岩波書店、一九七九年)九〇―九九頁参照。
- (16) 村上淳一「権利のための闘争」を読む(岩波書店、一九八三年)一三八、一九七頁。
- (17) 磯辺俊彦「日本農業の土地問題」(東京大学出版会、一九八五年)第一〇章参照。
- (18) 『末広著作集I 法学入門』(日本評論社、一九五二年)五二頁。
- (19) 同右、五九頁。
- (20) 同右、七九頁。
- (21) 六本前掲書、一五五頁。なお、六本佳平・田中成明「対談・法をどうとらえるか」(『書齋の窓』No.三五二、一九八六年)も参照せよ。

- (22) 末広前掲書、五二頁。
- (23) 「法律と慣習」(『末広著作集Ⅱ 民法雜記帳』) 所収、二九三頁)。
- (24) 末広理論の全体的理解とその法社会学上の位置づけに關してはとりあえず、石井紫郎編『日本近代法史講義』(青林書院新社、一九七二年)の第六章、第八章を参照せよ。
- (25) 「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」(『歴史学研究 別冊特集』一九七一年)。
- (26) 代表的なものとして、福武直編『日本農村社会の構造分析』(東京大学出版会、一九五四年)の「終章」(福武氏執筆)、前掲、渡辺「法秩序の現実的構造」一七一頁、等がある。
- (27) 「座談会・一つの個人史」(『社会科学研究』第三五巻第五号、一九八四年)三〇一頁、板野潤治氏の発言。
- (28) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』(東京大学出版会、一九七三年)七五頁。
- (29) 注(1)の拙稿、八三〜八四頁参照。なお、戦間期農政を一貫してリードした石黒忠篤の次の発言は、その間の事情を集約的に言い現わしている。「この市制町村制なるものが制定されるに至ったのは、既述の如く立憲制度に地方が適應すること、新町村制度を漸次に強化固定することのみ専念意図せる内務行政上の必要と、従来の人頭的課税より財産税的課税への一大転換をなせる(地租改正)、財務当局の租税政策上の必要とからである。(中略)而してその犠牲を他の新しい方法に依つて補償する事がより進歩的な、より近代的な行き方だと考えたに相違ないのである。そして又我々にしても、徒らに回顧的な、牧歌的な趣味から部落有林野及び部落それ自身の新時代への法律的解消を嘆くを止め、若しもこの事が農民の生活に破壊的に作用した場合にも新時代に相応しい勇氣と知識と組織に依つて再起更生するの当然たるを信ずるものではある。だがこの信念を決して我農村生活の細胞が依然村落にあり、従つて村落民が何でも彼でも町村民として活動せねばならぬと云う結論を引き出しはしない。如何となれば、既述の如く町村制度は法律的には部落を解消したかも知れぬが、農民は千年來の因襲と經濟的必要の故に依然として彼等の部落を以て社会生活の基調として居る。法律が部落の団体的存在を抹殺しても、部落住民に宿る団体的精神は猶強固なるものが存するからである。／＼話は飛ぶが、町村制発布後五十年の今日は、続々として部落単位の実行組合や農家組合が組織され、部落単位の納税組合や共同出荷組合が大きな役割を演じて居る實際がこの間の消息を物語る。而して今後に於ける農林行政は、この事実を刮目して行政的活動に過ならん事を期せねばなるまい。果せる哉、昭和七、八年に至つて行われた所謂農村更生の一連の政策には、部落又は隣保關係に基礎を置いたものを少からず認むるのである」(大竹啓介編著『石黒忠篤の農政思想』、農山漁村文化協会、一九八四年、一四五〜四六頁)。
- (30) 宮地前掲書、三二頁。
- (31) 拙稿「小作争議と地主制の後退」(『土地制度史学』第八三号、一九七九年)等。
- (32) 注(5)の拙稿。

- (33) 拙稿「一九二〇年代の農村支配体制に関する覚書」(『社会科学』第三四号、一九八四年)二〇二―二〇三頁。
- (34) 注(1)の拙稿、七四―七六頁参照。
- (35) 詳しくは、斎藤仁「農村協同組合の組織基盤としての村落」(『農村研究』第四四号、一九七九年)、牛山敬二「農村経済更生運動下の『むら』の機能と構成」(『歴史評論』一九八六年七月号)。なお、これら自治村落論に対する筆者なりの批判的検討は注(1)の拙稿で行なった。併せて参照されたい。
- (36) 詳しくは、拙稿「いわゆる自力更生運動と農業構造」(『社会科学』第三九号、一九八七年)を参照されたい。
- (37) 森武麿「農業構造」(一九二〇年代の日本資本主義、東京大学出版会、一九八三年)、同編著「近代農民運動と支配体制」(柏書房、一九八五年)の「終章」参照。
- (38) 注(31)の拙稿。
- (39) この点に関連して、竹村英輔氏が述べるように、「グラムシの国家観の真の特徴は……、統治を強力と同意というマキアヴェリ的な概念で分析しようとしたことにあるのではなく、「政治社会―市民社会における後者の優越の現実的な意味」を強調した点にある(「ヘゲモニー概念の展開と諸段階」(佐々木毅他著「近代政治思想史(5)」有斐閣、一九七八年)一三八頁)、ということについても改めて留意を要する。
- (40) 六本前掲書、一〇一頁。なお、争議を「社会」形成の観点から捉え直すという点については、六本氏の「法の社会学的理論」から示唆を受けた。
- (41) 長い歴史をもつ小作争議研究では、争議主体のうちの、主として小作側に重点をおいて分析せられ、一方の当事者である地主の動きそのものについて独自に検討の対象にされることはほとんどなかったと言える。この「動き」というものはもとより、個々の争議において地主側が行使した単なる戦術の問題ではない。それにとどまらず、基本的な問題として、争議の普遍化という事態に直面した地主が、いかなる方向でそれを切り抜けようとしたか(戦略)、そして自らの存続を未来に向かっているかにかんして構想したか、またその階級的結果はいかなる指導理念に導かれたものであったかを、とくにそれぞれの現実的基礎を検討しつつ明らかにすることが現在求められている。容易に推察されるように、それらは、地主の階層性、そのおかれた状況(在村か不在村かという問題等)とりわけ地域性によって異なっていたであろう。いずれにせよ、小作争議研究の方法に関わって、「小作争議と地主の対応」という側面からの地主論の深化は、争議分析を全面的なものとし、小作争議を歴史的に意味づけ、争議論を支配―統合論として展開する上で不可欠の課題となっていると思われる。後日を期したい。
- (42) この点については、拙稿「暉峻衆三」(『日本農業問題の展開 下』に学ぶ)(新しい歴史学のために)二七八号、一九八五年)二四―二六頁参照。
- (43) 筆者の念頭にあるのは、和歌山県御坊争議の事例である。詳細は、拙稿「昭和恐慌期の小作争議」(『社会科学』第三二号、一九八三年)参照。

- (44) 六本前掲書、一〇四頁。
- (45) 拙稿「戦前土地政策の歴史的 성격」(『日本史研究』二二六号、一九八一年)。
- (46) この点は、『小作年報』地方小作官会議録等の記事によっても容易に拾い出すことができる。一例としては次の如し。「小作争議ニ於テ凶作時ノ小作減免交渉ガ極メテ煩雜ニシテ重要ナル地位ヲ占ムル關係上当事者ニ於テモ痛切ニ減免方法決定ノ必要ヲ認め、各地ニ於テ調停条項中ニ之ガ精細ナル定メヲ為スニ至ルコトハ顯著ナル現象ニシテ、右ノ中ニハ『小作法案』ノ影響ヲ受ケタルガ如ク認メラルモノモ相当多数ニ存シ、更ニ法案ノ規定ヨリモ一步踏ミ込ミ減取ノ場合ニ於ケル減免率ヲ定メタルモノモ多シ。尚新潟、香川、群馬、兵庫、受知、三重、奈良、京都、大阪、秋田等ニ於テハ小作料減免方法ニ付キ略一定ノ形式ヲ生ジ、此ノ形式ノ下ニ比隣類似ノ条項ヲ以テ調停成立シツツアリ」(『一九三二年小作年報』九二頁——ちなみに、この記述は、『小作年報』では一九二八年度版以来、ほとんど同じ文章で繰り返し現われている)。なお、坂根嘉弘『小作調停法運用過程の分析』(『農業経済研究』第五五巻第四号、一九八四年)では、滋賀県を事例として集団的な小作争議の一般的帰結が協調体制であったことが実証されている。このノートでは、こうした事実関係をおる程度前提として、小作争議が直接的にも間接的にも協調体制につながる論理的な脈に關して、争議を「社会」形成的観点から捉え直すという方法によって考察することに課題を限定した。
- (47) 「小作法案其の他に關する質問に答へて」(『法律時報』第四卷第三号、一九三二年)三三—三三七頁。
- (48) 注(45)の拙稿。
- (49) 安達三季生「小作調停法」(『講座日本近代法発達史』勁草書房、一九五九年)、齋藤仁「戦前日本の土地政策」(『アジア土地政策論序説』アジア経済出版会、一九七六年)。
- (50) 注(31)の拙稿、二四—二五頁。
- (51) 新潟県『新潟県農政調査会決議要綱』一九二四年、一五—二二頁。
- (52) 一九二〇年代とくにその後半以降、小作問題に対し、府県当局が「協調」関係の樹立という方針で臨んでいたことは、当該問題に関する種々の報告の中に容易に見出すことができる。その際、注目すべき点は、第一に、同じ協調体制の形態であっても、争議を直接の媒介にしているかどうかによって、内容的には若干異質の要素が生じていることである。この点は、協調組合・耕地管理組合等の歴史的评价にも関連した問題であり、注(41)の作業を果す中で改めて詳述することにはしたい。第二は、この府県当局の姿勢・方針は、単に地主小作関係の再編にとどまらず、農業団体への小作農民層の組織化の手だてとしても重視されたことである。一例をあげると、山口県では一九二九年三月、県当局が直々に協調組合を奨励する文書を各市町村長、農会長に送付している。穀物検査の県管移管を直接のきっかけとしていたが、根底においては、協調組合の設立によって「産業組合、副業組合、農事小組合などの組合網が敷きつめられることになる」という意図が込められていたのであった(『農政時報』第四〇〇号、一九二九年四月、二二—二三頁)。

